

## 事業事前評価表

国際協力機構社会基盤部  
運輸交通グループ第2チーム

### 1. 案件名（国名）

国名：カンボジア王国（カンボジア）

案件名：港湾行政能力強化プロジェクト

The Project for Strengthening Capacity for Ports Administration

### 2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における港湾セクターの開発の現状・課題及び本事業の位置付け  
カンボジアの港湾行政に関しては、2009年～2011年にJICA技術協力「港湾政策・行政システム構築プロジェクト」が実施され、その結果、国家港湾政策が2013年に閣議で承認され、2016年には公共事業運輸省（Ministry of Public Works and Transport。以下、「MPWT」という。）の傘下に港湾専門部局である港湾航路海事総局（General Department of Waterway-Maritime Transport and Ports。以下「GDWMP」という。）が設立された。上記プロジェクトで作成支援した港湾法案は、MPWTにて見直しが行われ、2021年7月末にMPWT大臣協議がなされた後、閣僚評議会に提出された。その後同法は、水運、海事関連に関する事項も含め「水運及び港湾法」（以下「港湾法」<sup>1</sup>）として制定すべくMPWTが検討を進めている。

一方、カンボジアでは、港湾開発基本方針文書、技術基準等が作成されていない。沿岸部の港湾区画化や河川港の総合計画などの一部のみがさまざまな利益に基づいて無秩序に策定されている。カンボジアの長期的な貿易促進及び経済社会発展のためには、港湾の機能分担を明確にし、調和のとれた港湾開発計画を策定する必要がある。現在、カンボジア政府は、世界銀行、JICA等の支援で策定された各種計画との調整を図り「インターモーダル輸送の連結性及び物流システムに関する暫定マスタープラン（Interim Master Plan on Intermodal Transport Connectivity and Logistics System）」の取りまとめを進めている<sup>2</sup>。同マスタープランでは、カンボジアのインターモーダル輸送の将来的なビジョンを予測し、短・中・長期戦略の基本的事項を定め、今後10年間の交通インフラ及び物流サービスにかかる戦略を示している。その

<sup>1</sup> 港湾の開発・建設に関する「水運及び港湾法」の規定内容は統合前の「港湾法」案の規定と同じであるため、同法の略称は従来の統合前の法律名と同じ「港湾法」とする。

<sup>2</sup> 同マスタープランは、2021年6月25日に国家物流評議会の運営委員会に諮られて以降、引き続き承認に向けて検討が進められている。

中には港湾セクターを含む各運輸セクターにおける開発の方向性が示されているものの、港湾開発の承認権限を有する MPWT が、個々の開発計画の審査の際に判断の拠り所とすべき政策上の基本方針を別途策定する必要がある。また、開発の計画審査のプロセスについての法令も定められておらず、審査に必要な技術基準も未整備であるなど、MPWT が港湾行政執行を行うための制度整備状況には課題がある。

これらの背景により、今般、カンボジア政府は、港湾開発計画に係る基本方針・港湾関連技術基準の策定および策定作業の過程での技術移転による MPWT の港湾行政能力向上を目的とした事業の実施を我が国に要請した。なお、カンボジアの国家開発計画「第四次四辺形戦略（2019-2023）」では、「物流システムの向上及び輸送、エネルギー、デジタル分野での連結性向上」が重点項目として掲げられており、本事業はこれに資するものである。

## （2）港湾セクターに対する我が国及び JICA の協力量針等と本事業の位置付け、課題別事業戦略における本事業の位置づけ

我が国は、「対カンボジア王国別開発協力量針」（2017年7月）において、「産業振興支援」を重点分野の一つとして掲げており、「地域の連結性強化と産業振興の観点から、ハード及びソフト両面における物流網（道路、港湾、税関など）の強化」に取り組むとしている。また、「対カンボジア王国 JICA 国別分析ペーパー」（2014年3月）において、経済基盤の強化を重点分野とし、シハヌークビル港の整備や港湾行政の制度整備を港湾セクターにおける課題として挙げており、本事業はこれら方針、分析に合致する。グローバル・アジェンダの観点では、本事業において港湾開発計画に係る基本方針を策定することにより、目標年次の2050年までを見据えた長期スパンでカンボジアの秩序立った港湾開発を促進、特にプノンペン港とシハヌークビル港を同国の2大国際港湾として重要視しその発展を促進することから、グローバルネットワークの構築に資するものであり、方針に合致する。

SDGs の観点では、本事業は港湾開発に係る基本方針及び技術基準、関連ガイドライン等の策定及び運用に係る能力強化を通じて、調和のとれた港湾開発の促進を図り、持続的経済成長にとって必要な貿易促進に資するものであり、ゴール9「レジリエントなインフラ構築、包括的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る」に貢献する。

## （3）他の援助機関の対応

MPWT は中国に対し、河川港の開発計画策定のためのメコン川水系の調査を要請し、2019年に中国の招商局集団が実地調査を実施した。

また、カンボジア国経済財政省（Ministry of Economy and Finance。以下、「MEF」という）主導の下、中国国際工程諮詢有限公司により「インターモ

ーダル輸送マスタープラン（The Intermodal Transport Master Plan）」の策定が進められた。同マスタープランの内容の一部は、JICA・世界銀行が支援し作成した物流マスタープランを元に取り纏めが進む「インターモーダル輸送の連結性及び物流システムに関する暫定マスタープラン」に組み込まれた。

### 3. 事業概要

#### (1) 事業目的

本事業は、カンボジアにおいて、MPWT 及び港湾関係者を対象に、港湾開発計画に係る基本方針、技術基準及び関連マニュアル等の策定支援及び運用に係る能力強化を行うことにより、調和のとれた港湾開発が実施され、もって貿易促進及び経済社会発展に寄与する。

#### (2) 総事業費

約 3.9 億円

#### (3) 事業実施期間

2022 年 6 月～2024 年 11 月を予定（計 30 カ月）

#### (4) 事業実施体制

実施機関：MPWT（GDWMP）

協力機関：シハヌークビル港湾公社（Sihanoukville Autonomous Port 。以下、「PAS」という。）、プノンペン港湾公社（Phnom Penh Autonomous Port 。以下、「PPAP」という。）

#### (5) インプット（投入）

##### 1) 日本側

① 調査団員派遣（合計約 79M/M）：（港湾行政、港湾開発計画、需要予測/市場分析、海上交通、港湾管理・運営、自然条件・環境社会配慮、内陸水運、港湾技術基準策定、港湾技術基準普及、研修/業務調整）

② 研修員受け入れ（港湾政策分野 / 技術基準分野（管理者レベルと技術者レベルに分けての実施を想定））

##### 2) カンボジア国側

① カウンターパートの配置

② 案件実施のためのサービスや施設、現地経費の提供

#### (6) 計画の対象（対象分野、対象規模等）

##### 1) 対象分野：港湾分野

##### 2) 裨益者

① 直接受益者：MPWT、PAS、PPAP

② 間接受益者：カンボジア国民

## (7) 他事業、他開発協力機関等との連携・役割分担

### 1) 我が国の援助活動

現在、円借款「シハヌークビル港新コンテナターミナル整備事業」(2017年L/A調印)にてシハヌークビル港新コンテナターミナルの第一バースを整備しており、「シハヌークビル港新コンテナターミナル拡張事業準備調査」にて新コンテナターミナル第二・第三バースの整備に係る調査を実施中である。また、円借款附帯プロジェクト「シハヌークビル港コンテナターミナル経営・技術向上プロジェクトフェーズ2」(2018年-2021年)ではコンテナターミナルの運営効率化を支援するとともに、経営戦略策定能力の強化支援としてPASの中長期計画の策定支援を実施した。物流分野においては、「物流システム改善に係る情報収集・確認調査」(2017年-2018年)、技術協力プロジェクト「物流システム改善プロジェクト」(2018年-2023年)にて、物流マスタープランの策定及び実施を支援している。本事業では、これらの整備事業、調査・検討結果および開発計画も反映し、整合性のとれた港湾開発計画に係る基本方針を策定する。

### 2) 他の開発協力機関等の援助活動

本事業で策定する港湾開発計画に係る基本方針は、MEF主導の下策定が進められた「インターモーダル輸送マスタープラン」及びJICA・世界銀行が支援し作成した物流マスタープランを元に取り纏めが進む「インターモーダル輸送の接続性及びロジスティクスシステムに関する暫定マスタープラン」との整合性を考慮しつつ策定することを予定している。

## (8) 環境社会配慮・貧困削減・社会開発

### 1) 環境社会配慮

- ① カテゴリ分類：B
- ② カテゴリ分類の根拠：本事業は、「国際協力機構環境配慮ガイドライン(2010年4月公布)上、セクター特性、事業特性および地域特性に鑑みて、環境への望ましくない影響は重大でないと判断されるため。
- ③ 環境許認可：本格調査で確認
- ④ 汚染対策：本格調査で確認
- ⑤ 自然環境面：本格調査で確認
- ⑥ 社会環境面：本格調査で確認
- ⑦ その他・モニタリング：本格調査で確認

### 2) 横断的事項：特に無し

3) ジェンダー分類：【対象外】GI(ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件)  
<活動内容/分類理由>ジェンダーの視点に立って調査や先方政府との協議が行われたものの、ジェンダー平等と女性のエンパワメントに資する具体的な取

り組みを計画するに至らなかったため。

(9) その他特記事項：特に無し

#### 4. 事業の枠組み

(1) インパクト（事業完了後、提案計画により中長期的に達成が期待される目標）

持続可能な、秩序ある、安全で、信頼できる方法による港湾開発を通じてカンボジア経済の発展を確かなものとする。

(2) アウトカム

港湾の開発及び管理が「港湾開発計画に係る基本方針」及び「港湾技術基準」に基づいて適切に行われる。

(3) アウトプット

1) 「港湾開発計画に係る基本方針」の策定

2) 港湾開発に関する円滑な行政体制を構築するために「港湾関連技術基準」の策定

(4) 調査項目

1) カンボジア国における開発計画と港湾セクターの現状分析

① 既存文献、関連報告書のレビュー

② 他の交通手段を含む上位計画及び関連開発計画の分析

③ 社会経済情勢に関する分析

④ 運輸セクター（インフラ整備、貨物流動の現状と計画）に係る分析

⑤ 国内外の水運、船舶寄港等水上輸送の現状分析

⑥ 既存港湾施設及び港湾管理制度等に関する分析

⑦ 港湾セクターに関連する既存の法律及び基準に関する分析

⑧ カンボジアの港湾の立地環境及び自然条件に関するデータの収集

⑨ 港湾セクターに関する環境の分析及び環境社会配慮に係る法制度・機関・SEA 実施状況のレビュー

⑩ 港湾開発プロジェクト及び計画に関する情報収集及び分析

⑪ 近隣諸国における港湾の状況とカンボジアとの比較に関する調査

2) 「港湾開発計画に係る基本方針」の策定（目標年次：2050年）

① 社会経済フレームの設定

② 需要予測（国際/国内、乗客/貨物）

③ カンボジアと周辺地域の水路輸送を踏まえた港湾開発の基本的な方向性の検討

④ 各港が担うべき役割と機能の設定と現在の問題の抽出

⑤ 港湾開発に関する環境保護の基本方針の策定（戦略的環境アセスメントの

考え方に基づいた代替案の比較検討含む)

- ⑥ 「港湾開発計画に係る基本方針」の策定（目標年：2050年）
- 3) 「港湾関連技術基準」の策定と港湾での利用
- ① カンボジアの港の現在の技術基準と関連規則の確認
  - ② カンボジアの港湾開発に適用される技術基準のサンプルの収集
  - ③ 世界の港湾開発に適用される主要な技術基準とガイドラインのレビュー
  - ④ 「港湾関連技術基準」策定のための基本計画とロードマップの決定
  - ⑤ 港湾計画、個々の港の建設および運営を評価するための技術基準案の作成
  - ⑥ 技術基準対象港湾施設の中でマニュアル作成対象施設の選定
  - ⑦ 「技術基準マニュアル案」（初版）の作成
  - ⑧ 研修計画を含む技術基準の普及と活用のための計画の策定

## 5. 前提条件・外部条件

### (1) 前提条件

●PAS、PPAPが完全民営化される等、経営形態が変わりMPWTの権限が及ばなくなる事態が発生しない

### (2) 外部条件

- 「水運及び港湾法」がプロジェクト完了時までには制定されている
- MPWTの組織体制・権限等に大幅な変更がない

## 6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

ブルンジ国「港湾マスタープラン調査プロジェクト」において、マスタープラン策定時の関係機関の関与が不十分なため、各セクターの開発プロジェクトが計画通りに実施されないケースがあるとされている。本事業で策定するのはマスタープランではないもののそれに類似した開発方針であり、協力実施後の港湾運営管理の実施体制や基本方針の運用体制を十分に検討することが必要である。カンボジアにおいてはMPWTが政策作成、PAS、PPAP他各港湾管理者が港湾建設・運営を担うことから、関係者間での円滑な意思疎通が図られるよう検討を行う必要がある。

JICA事業ではないが、国土交通省港湾局と国土技術政策総合研究所が、我が国の港湾分野における技術基準類の発展途上国等への国際展開を推進する過程で2011年より実施したベトナムにおける港湾技術基準の策定に係る取り組みは、本事業における港湾関連技術基準の策定を進めるに当たって大いに参考にすべき事例である。ベースとなる技術基準の有無、事業期間、受入国側の学術機関の存在を含む実施体制の点等でカンボジアにそのまま適用出来ない要素はある

ものの、30 カ月という限られた実施期間の中で最大限の効果を発言すべく、基本的な考え方や事業進め方等参照することは、事業の効率的な進捗に不可欠である。

## 7. 評価結果

本事業は、カンボジアの開発課題・開発政策並びに我が国及び JICA の協力量針・分析に合致し、MPWT の港湾行政能力強化を通じて同国の秩序立った港湾開発、ひいては経済発展に資するものであり、SDGs ゴール 9「強靱なインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、技術革新の拡大を図る」に貢献すると考えられることから、事業の実施を支援する必要性は高い。

## 8. 今後の評価計画

### (1) 事後評価に用いる基本指標

#### 1) 提案基本方針・技術基準の活用状況

- 港湾開発計画に係る基本方針及び港湾関連技術基準が、カンボジア政府により承認される。
- 同基本方針及び技術基準に基づく港湾計画の策定・審査が進捗している。

#### 2) 能力強化の発現状況

- 調査で策定する基本方針・技術基準の MPWT 内及び港湾開発関係者間での認知度合（職員・関係者の理解度、事業所でのハードコピー設置数や割合等）
- 調査で策定する基本方針に基づき審査された港湾開発計画の数
- 調査で策定する技術基準及び関連マニュアルに基づき審査された港湾開発計画の数

### (2) 今後の評価スケジュール

事業完了時点	能力強化の発現状況の確認
事業完了3年後	事後評価

以上